

「陸上養殖のゼロエミッション化に向けた調査」に係る  
公募要領

(2022年11月2日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ・エネルギーシステム部

### 【受付期間】

2022年11月2日(水)～2022年11月16日(水) 正午 アップロード完了

### 【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/rled8lbpw1si>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

### 【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

# 「陸上養殖のゼロエミッション化に向けた調査」に係る公募について

(2022年11月2日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

## 1. 件名

「陸上養殖のゼロエミッション化に向けた調査」

## 2. 調査概要

### (1) 調査の目的・内容

#### 【目的】

我が国を始め各国が2050年のネットゼロエミッションを目標に掲げて具体的な方策を検討・推進していく中で、NEDOとしても、今後も伸長が見込まれるスマートコミュニティ分野をはじめ、省エネルギー化や電化、再生可能エネルギー導入拡大を推進している。

本調査は、ゼロエミッション化の取組み余地が潜在的に大きく、かつ我が国が競争力を強化・維持するに適すると考えられる技術・システムとして陸上養殖に着目し、ゼロエミッション化に向けた取組みの有用性を具体的に確認するとともに、国内や世界で顕在化する課題や各地域のニーズに対応した挑戦的な実証等につなげ、我が国企業等の技術力向上及び普及展開を促進することを目的に実施する。

#### 【内容】

近年、日本では水産物の生産量減少が問題となる一方で、世界的にみると漁船漁業の漁獲量は減少もしくは横ばいであるのに対し、養殖業のシェア拡大を背景に全体的な生産量は増加傾向にあることから、日本における水産物の生産量減少を解決するためには養殖業のさらなる発展が必要不可欠であると考えられる。加えて、我が国をはじめ世界各国が化石燃料に依存せず、再生可能エネルギー導入拡大への積極的な取組を推進する中で、陸上養殖による養殖業のゼロエミッション化が有用であるか検証する必要がある。また、陸上養殖は養殖業の中で特に電力需要が高く、需要制御による効果が期待される。

かかる状況を踏まえ、次の内容について実施者を募って調査を実施する。提案者は、陸上養殖における現状の具体的な課題を明らかにしつつ、ゼロエミッション化を実現する最適なシステムの検討を行い、国内における政策動向・規制やコスト等の要求レベルを踏まえ、どのようなシステムが真にニーズと合致し、挑戦的な実証及び社会実装につながるか検討、提言する。

調査の中では主に以下の項目について関係者へのヒアリング等を交えながら調査するとともに、外部有識者を交え検討を行うものとする。なお、調査対象は陸上養殖に絞り、かけ流し式<sup>※1</sup>、閉鎖循環式<sup>※2</sup>の両方を調査するように努めること。

※1 海や川、地下水からポンプにより取水・排水する方式

※2 飼育水を濾過装置で浄化し、設備内で循環する方式

### I. 全般（国内外の政策、技術、市場動向等）

- ・現状把握：国内外の政策、キープレイヤー・シェア、対象技術等のラインナップ、普及促進の取組み事例（制度設計、環境整備、支援）、国内外の先行事例等
- ・現状の電力需要、熱需要と電力代替による化石燃料削減ポテンシャル
- ・市場動向、将来的な普及規模等

## II. 最適化システムの検討及び導入時の条件

- ・国内モデル地域（3箇所程度）：モデル地域におけるエネルギー需要状況の調査、再エネ資源量の調査、気象・土地条件等
- ・ゼロエミッション化達成し得るシステムモデルの提案：製造・産業プロセスの電化、熱利用の高度化（面的利用を含む）、再エネ 100%に向けて必要となる制御・システム、VPP や DR（業務分野の新たな制御対象リソースの検討に関するものを含む）等エネルギー調整力への対応
- ・電力需要調整に適した魚種の選定：生育環境、電力調整可能領域、採算性等を調査し、提案システムに適した魚種を選定する。

## III. 社会実装と普及戦略

- ・有望なターゲット地域の提案
- ・国内外で適用済みの類似事例を調査するとともに、本調査で想定するシステム及び解決シナリオの優位性や差別化を図るうえでの特徴を示す。
- ・展開する地域の実情（具体的な要求レベル、将来計画、規制等を含む）を踏まえて、想定するシステムの将来的な普及に向けた戦略（ビジネスモデル）や収益性を確保するための条件を示し、社会実装と運用に向けた具体的なステップと実現方法並びにステークホルダーの役割を明確化する。

### (2) 実施期間

N E D Oが指定する日から 2023 年 3 月 31 日まで

### (3) 予算規模

1,000 万円以内

## 3. 応募要件

次の a.から d.までの全ての条件を満たすことのできる単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。複数で提案の場合は、必ず本調査の責任者となる代表法人を定め、各企業等間の責任と役割を明確にしてください。なお、再委託は原則不可とします。やむを得ず再委託する場合は提案書に合理的理由を提示していただきます。

- 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- 当該委託業務を円滑に遂行するためには必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- N E D Oが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- 当該委託業務を遂行するにあたり、有識者委員会等において共にシステムの技術的要素や普及戦略に関する検討を行うことができる企業等が確定していること。

## 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、N E D Oから別途指示があった場合は、この限りではありません。

### (1) 提出期限

2022年11月16日(水)正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

※なお、NEDO公式Twitterをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをTwitterで確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

### (2) 提出先：Web入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/rled8lbpw1si>

### (3) 提出方法

- ・「4.(2)提出先」のWeb入力フォームで以下の①～⑯を入力いただき、⑰に提出資料をアップロードしてください。アップロードするファイルを提出毎に作成し、全てのPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル(PDF、zip等)にはパスワードは付けないでください。
- ・提出時には受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。
- ・提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

#### ■入力項目

- ①調査名
- ②代表法人番号(13桁)
- ③代表法人名称
- ④代表方針連絡担当者氏名
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩調査目標
- ⑪提案する方式・方法の内容(要約)
- ⑫調査課題(要約)
- ⑬調査実績(要約)
- ⑭提案額
- ⑮共同提案人名(複数の場合は、列記)
- ⑯初回の申請受付番号(再提出の場合のみ)
- ⑰提案書類(提案書類一式のアップロード)

### (4) 提出書類(全てPDF形式)

- ・ 提案書
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

- ・ 情報管理体制等の確認票（調査事業用）及び対応エビデンス
- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）  
※提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要。
- ・ 直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）  
※審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ NEDO が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書

#### 【中小／ベンチャー企業で提案書に添付すべき書類・データが存在しない場合】

事業報告書や財務諸表等の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かる説明資料を A4 4 枚程度で作成の上、提出すること。会社概要を事業報告書として提出することは認めません。財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出すること。

#### (5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDO で破棄いたします。

#### 5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

#### 6. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者名、出席者の連絡先（TEL 及び、電子メールアドレス）を 2022 年 11 月 9 日（水）正午までに電子メールにて問い合わせ先までご連絡ください（様式は問いません）。返信にてオンライン説明会の接続情報をお送りします。

<説明会の日時、会場>

日時：2022 年 11 月 10 日（木）15 時 00 分～16 時 00 分

開催方法：オンライン（Webex を予定）

## 7. 委託先の選定

### (1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### (2) 審査基準

- a. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査時に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- i. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

### (3) 委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

## 8. 留意事項

### (1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

#### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託先又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金への流れがないものを除く。）は原則認めておりません。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は資料4）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール人的企業）の状況を記載していただきます。

(4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス（詳細は資料5）

提案書の実施体制に記載する全ての提案書（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募案件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。）

(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください：NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

I. 当該研究費について、不正な重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

II. 不正使用等を行った事業者に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止いたします。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助券交付の停止の措置を行います。）

III. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ）に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限いたします。）



- IV. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関への研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合にも i ~ i i i の措置を講じることがあります。
- V. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2 ~ 10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1 ~

3年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供しません。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
- なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. N E D O における研究不正等の告発受付窓口
- N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

#### (7) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、N E D O と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

#### 【参考】

・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は資料6）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了承願います。

(9) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で制限されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又は院フォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく情報提供も外為法の規制対象となります。リスト規制を外国の者（非居住者）（2022年5月1日以降は特定類型\*に該当する居住者を含む。）に提供する場合当は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等については外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html> ）

- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規定

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規定マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

## 9. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先まで E-mail でお願ひします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ・エネルギーシステム部 南條、小林、村上、彌城

E-MAIL：[smartcommunity@ml.nedo.go.jp](mailto:smartcommunity@ml.nedo.go.jp)

## 10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見をお寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本調査に限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyuu.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html)

以上